



# 熊本県公報

第 1 2 2 2 6 号  
平成 25 年 6 月 28 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業者等の指定の更新…………… ( " ) 1
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4

**公 告**

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6

## 告 示

**熊本県告示第 6 5 1 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
一心リハビリテーション訪問看護ステーション 上益城郡益城町大字馬水 5 1 7 番地 1	株式会社 ANCHOR	平成 2 5 年 7 月 1 日

**熊本県告示第 6 5 2 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
一心リハビリテーション訪問看護ステーション 上益城郡益城町大字馬水 5 1 7 番地 1	株式会社 ANCHOR	平成 2 5 年 7 月 1 日

**熊本県告示第 6 5 3 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文、第 4 6 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条、第 8 5 条及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
 平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日
訪問介護	社会福祉法人翠光園	翠光園	熊本県球磨郡あさぎり町深田東410番地	平成25年8月1日
訪問介護	有限会社訪問看護ステーション和	和	熊本県玉名市月田2107番地3	平成25年10月1日
訪問入浴介護	株式会社ティー・シー・エス	株式会社ティー・シー・エス八代営業所	熊本県八代市田中北町7号1番	平成25年10月1日
通所介護	株式会社幾久富介護支援事業所	きくどみ	熊本県合志市幾久富1647番地62	平成25年8月20日
通所介護	有限会社エレク	デイサービス逍遙	熊本県阿蘇市内牧973番地の1	平成25年7月30日
通所介護	社会福祉法人嘉悠会	デイサービスセンター康寿苑スマイル	熊本県上益城郡嘉島町上島1963番地	平成25年8月30日
通所介護	医療法人社団秀誠会	デイサービスセンターしゃらの樹	熊本県上益城郡甲佐町岩下157番地1	平成25年9月1日
通所介護	社会福祉法人北斗会	デイサービスセンターひろせ	熊本県天草市本渡町広瀬1638番地	平成25年8月1日
居宅介護支援	医療法人慈愛会	ケアプランセンター有隣	熊本県合志市野々島東原4414番地17	平成25年9月4日
居宅介護支援	医療法人社団秀誠会	しゃらの樹	熊本県上益城郡甲佐町岩下157番地1	平成25年9月1日
介護予防訪問介護	社会福祉法人翠光園	翠光園	熊本県球磨郡あさぎり町深田東410番地	平成25年8月1日
介護予防訪問介護	有限会社訪問看護ステーション和	和	熊本県玉名市月田2107番地3	平成25年10月1日
介護予防訪問入浴介護	株式会社ティー・シー・エス	株式会社ティー・シー・エス八代営業所	熊本県八代市田中北町7号1番	平成25年10月1日
介護予防通所介護	株式会社幾久富介護支援事業所	きくどみ	熊本県合志市幾久富1647番地62	平成25年8月20日
介護予防通所介護	有限会社エレク	デイサービス逍遙	熊本県阿蘇市内牧973番地の1	平成25年7月30日
介護予防通所介護	社会福祉法人嘉悠会	デイサービスセンター康寿苑スマイル	熊本県上益城郡嘉島町上島1963番地	平成25年8月30日
介護予防通所介護	医療法人社団秀誠会	デイサービスセンターしゃらの樹	熊本県上益城郡甲佐町岩下157番地1	平成25年9月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人北斗会	デイサービスセンターひろせ	熊本県天草市本渡町広瀬1638番地	平成25年8月1日

熊本県告示第654号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように正し、平成25年7月1日から施行する。  
平成25年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1中「東京都千代田区内幸町一丁目1番5号」を「東京都千代田区丸の内一丁目3番3号」に改め、同表備考1中「すべて」を「全て」に改める。  
表2備考2中「すべて」を「全て」に改める。

熊本県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成25年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

熊本市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第656号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成25年6月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
南関町	平成25年8月1日	午前10時から午後3時まで	J A 玉名南関供給センター	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
長洲町	平成25年8月2日	午前10時から午後3時まで	長洲町町民研修センター	
和水町	平成25年8月5日	午前10時から午後3時まで	和水町役場三加和総合支所	
和水町	平成25年8月6日	午前10時から午後3時まで	和水町役場本庁	
荒尾市	平成25年8月7日	午前10時から午後3時まで	荒尾市浄水センター	
荒尾市	平成25年8月8日	午前10時から午後3時まで	小袋工芸館	
荒尾市	平成25年8月9日	午前10時から午後3時まで	荒尾総合文化センター	
玉東町	平成25年8月12日	午前10時から午後3時まで	J A 玉名玉東総合支所	
玉名市	平成25年8月19日	午前10時から午後3時まで	J A 玉名横島供給センター	
玉名市	平成25年8月20日	午前10時から午後3時まで	J A 玉名天水野菜集荷所	
玉名市	平成25年8月21日	午前10時から午後3時まで	玉名市袋明総合支所	
玉名市	平成25年8月22日	午前10時から午後3時まで	玉名市民会館	
玉名市	平成25年8月23日	午前10時から午後3時まで	玉名市民会館	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成25年7月29日から平成25年8月8日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定める計量器の所在場所

3 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成25年6月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高森竹田線	阿蘇市波野大字中江 406番4地先から 阿蘇郡高森町大字河原 222番8地先まで	前	4.5 ～ 13.0	95.0	災害復旧
			後	4.6 ～ 17.0		

2 区域を変更する期日 平成25年6月28日

熊本県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年6月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2445番11地先から 同所 2466番6地先まで	2318.7	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年7月1日

熊本県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年6月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市西牧字下津留 243番地先から 同所 694番地先まで	16.8	災害防除
		山鹿市西牧字下津留 723番地先から 同所 723番地先まで		

2 供用を開始する期日 平成25年6月28日

熊本県告示第660号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成25年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
イエローリーフ 八代市長田町 3 4 7 7 番地 9	株式会社 イエローリーフ 八代市長田町 3 4 7 7 番地 9 右田 加奈	就労継続支援 A 型	平成 2 5 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 3 7 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字三角 2 0 8 6 番 2 4 7  
3 1 7 . 5 1 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市御代志 2 0 8 6 番地 2 0 0  
平川 清司

熊本県公告第 3 7 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ大津店  
菊池郡大津町吹田八迫 1 2 0 1 - 1 ほか
- 2 変更しようとする事項の概要  
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3, 5 0 0 平方メートル  
(変更後) 5, 1 9 8 平方メートル  
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場 No.	変 更 前	変 更 後
駐車場 No. 1	建物西側敷地 6 2 台	H I 棟西側敷地 5 5 台
駐車場 No. 2	建物西側敷地 1 0 台	H I 棟西側敷地 8 台
駐車場 No. 3	建物敷地北側 8 台	H I 棟敷地北側 1 5 台
駐車場 No. 4	建物敷地東側 2 3 台	資材館北側 2 9 台
駐車場 No. 5	なし	H I 棟南東側 2 6 台
合 計	1 0 3 台	1 3 3 台

- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) なし  
(変更後) H I 棟北側 1 1 台  
ウ 荷さばき施設の位置及び面積

No.	変 更 前	変 更 後
1	建物東側 5 1 平方メートル	H I 棟南東側 8 5 平方メートル
2	建物北側 5 5 平方メートル	H I 棟北西側 1 0 0 平方メートル

合計	1 0 6 平方メートル	1 8 5 平方メートル
----	--------------	--------------

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	変 更 前	変 更 後
1	建物敷地南側 5 0 立方メートル	なし
2	建物敷地南側 2 4 立方メートル	H I 棟南側 2 4 立方メートル
3	なし	資材館東側 2 4 . 0 2 立方メートル
合計	7 4 立方メートル	4 8 . 0 2 立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場No. 1	3 箇所	建物西側敷地北側、建物西側敷地東側
駐車場No. 2	3 箇所	建物西側敷地南側、建物西側敷地北側、 建物西側敷地東側
駐車場No. 3 駐車場No. 4	4 箇所	建物敷地西側、建物敷地北側、建物敷地 東側
合 計	1 0 箇所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場No. 1	2 箇所	建物西側敷地北側、建物西側敷地東側
駐車場No. 2	3 箇所	建物西側敷地南側、建物西側敷地北側、 建物西側敷地東側
駐車場No. 3	2 箇所	建物敷地西側、建物敷地北側
駐車場No. 4	1 箇所	建物敷地東側
駐車場No. 5	1 箇所	建物敷地東側
合 計	9 箇所	

3 変更する年月日  
平成 2 5 年 1 1 月 1 日 (希望日)

4 届出年月日  
平成 2 5 年 6 月 1 7 日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局総務振興課  
平成 2 5 年 6 月 2 8 日から平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日まで

熊本県公告第 3 7 3 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字西沖 3 7 9 4 番 1 2 9  
5 0 0 . 0 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)  
熊本市北区西梶尾町 5 0 9 番地 1  
日渡 尚人  
熊本市北区西梶尾町 5 0 9 番地 1  
日渡 和美